

平成 30 年 10 月 27 日
投稿論文 (30-4) 審査員
日本武道学会編集委員会

投稿論文 (30-4) 審査結果報告書に対するご質問をいただき、ありがとうございました。

ご質問を受けて、一点、気がついた点がございますので、まずそのことについて説明させていただきます。今回の審査は「編集委員会」、正確には編集委員会の各委員が「審査員」となっております。各審査員からの審査結果を総括して報告書を作成する際、それぞれの審査結果コメント（表現）を極力維持するように努めました（もちろん、全審査員の審査結果コメントを、全てそのまま羅列した訳ではなく、まとめて記載した部分もあります）。そのため報告書「3. 判定理由」の箇条書き（4つ）の複数箇所に、同一の指摘（本来は一つにまとめるべき記述）が繰り返して示されることになりました。このことが、著者にとっては分かりにくい報告書になってしまった一因と反省しております。ご迷惑をお掛けいたしました。

それでは以下に、ご質問に対する審査員のコメントを申し上げます。ご質問を赤文字で、審査員のコメントを青文字で表記しております。よろしくお願いいたします。

①「武道・スポーツ系学会の多くの研究者は、科学研究において主観は排除すべきであり、客観的研究のためには数値化が常に必要であると考えている...」(P1, L14)とあるが、この認識自体が投稿者の主観(思い込み)に準拠していると思われる。例えば、科学とは「説明と予測」に集約されると考えられるが、その「説明」には、客観的事実としてのデータ(数値)を用いる説明だけでなく、論理的な説明も当然ある。この「論理的な説明」とは投稿者のいう「主観」とは異なる。全てではなくとも、多くの人が筋道や整合性について納得する説明である。そのことからして、「武道・スポーツ系学会の多くの研究者は、...客観的研究のためには数値化が常に必要であると考えている...」という判断は何に基づいているのか「説明」が必要である。投稿者が(多くの研究者が)「誤解」しているという前提について、その理由を説明できないのであれば、評論であっても「論」は成立しない。

①は、著者の前提を否定されているのか、或いは中立的な立場で説明が足りないと言われているのか、どちらでしょうか。最終文からは後者と読み取れますが、途中の「この認識自体が投稿者の主観(思い込み)に準拠していると思われる」と断定調の一文からは、著者の前提そのものを否定しているように読み取れます。どちらの立場かが曖昧では、判定理由として不十分ではないかと思います。

前者であれば、著者の前提を否定される理由をお示し下さい。

後者であれば、理由を説明できれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。

これに関しては後者の意図です。ただしその理由を、多くの武道学会会員が「納得」できるように論理的、説得的に論じる必要があるというのが判定理由の根拠です。

すでに上述したように、今回は（原著論文などの審査員数 2 名よりも多い）複数の審査員が評価に関わりました。その審査結果コメントに共通したのは、「問題の所在」（著者の前提）が十分に読者に伝わらないことに対する危惧です。審査員も『武道学研究』の読者であり、今回の審査に関わった複数の審査員（読者）が一様に「納得」できなかったという審査結果は看過すべきでは無いと判断しました。つまり「多くの人が筋道や整合性について納得する説明」が十分では無い、というのが「評論」としての掲載が難しいと判断した理由です。

なお、既出の評論論文（武道学研究 48, 35, 2015）を投稿した際にも、編集委員会は初め著者の前提を否定されました。つまり、多くの人が「自然科学研究とは実験データに基づくべきものである」「理論は仮説に過ぎないので実験で検証しなければ科学的論文とは言えない」と誤解していることを著者が前提にした事

に対し、編集委員会はそのような誤解は存在しないと否定されました。しかし、著者が具体的な事例を提示したところ、編集委員会はその誤解の存在を認められ、掲載に至りました。当時の編集委員会には、著者の意見に耳を傾けて下さった事に感謝と敬意を表します。

<編集委員長からの私信>としてメッセージをお送りいただきましたが、「評論」として今回投稿いただいた内容を精査していただき、「武道・スポーツ系学会の多くの研究者は、科学研究において主観は排除すべきであり、客観的研究のためには数値化が常に必要であると考えている...」という見解に端を発する一連のご主張の正否に関して「どちらが正しいのか？」という論調ではなく、「多くの人々の共通理解を見出す」ことを目指した、建設的、教育的な論稿をご投稿いただきたいと考えております。繰り返しになりますが、著者のご主張の一部とも言える「理論研究」と「実験（実証）研究」の相互補完的関係の重要性についての「解説」は、多くの武道学会会員にとって非常に有益な示唆を与え、著者の目指す究極の目的（科学的に得られた知見を学校等の教育現場で活用すること）に通じ、学術雑誌として掲載を積極的に推進していくべき論稿となると考えます。

②「理論研究の重要性」を既報(『武道学研究』48(1): 35-41, 2015)とは異なる視点で、武道学会会員に丁寧に示唆する論評であれば学会誌として受け入れることが可能と考えるが、抄録に示されている筆者の強い考え(「武道・スポーツ系学会の多くの研究者は...と考えている」)を前提に、その前提の根拠が示されぬまま、武道・スポーツ系学会の研究者の活動を否定する主張を展開している点は受け入れ難い。また VII で指摘しているスポーツ競技団体についての論は、極めて個人的な推論によるものであり、学会誌の評論として相応しいものとは言えない。

②の前半は、①の主張の繰り返しと読み取れますので、改めて質問はありません。

後半において、「スポーツ競技団体についての論は、極めて個人的な推論によるもの」と断定されていますが、具体的にどの部分を問題とされているのでしょうか。該当部分の論理構成は以下の通りです。

A 武道学研究を含む国内体育系雑誌の査読制度は、自然科学系雑誌の査読制度と大きく異なる。

B スポーツ競技団体には、ルールを遵守する、審判の判定を尊重する、指導者や先輩を敬う、という文化がある。

C 事実2は事実1と密接に関係しているのではないか。

このA～Cのうち、編集委員会が問題とされるのはどの部分でしょうか。AとBを、著者は事実と捉えています。それについてご異論がある場合には、具体的にどのような事実と異なるかをご教示下さい。Cは、AとBに基づく仮説です。著者はAを説明する最も有力な仮説として提示していますが、それを否定されるのであれば、その根拠またはCに代わる対立仮説をお示し下さい。

まず、著者がAとBを「事実」と考える認識に対して、複数の審査員が十分に「納得」できなかったということが判定理由の根拠です。例えばAは、国内体育系雑誌が何を指し示すのかが曖昧で、なおかつ体育系雑誌の査読制度が自然科学系雑誌のそれと比較して必ずしも大きく異なるとは言えない事例もあり、一般化は困難との認識もごさいます。また例えばBは、この内容がスポーツ競技団体に特異的なものと言えるのか疑問が残ります。企業や学校等の職場や家庭において、日本の社会一般に広く散見される特質かも知れません。これらのことが「納得」できなかった根拠の一部かと思います。

さらにAとBが仮に事実であったとしても、BがAを説明する(Aの原因はBである)という仮説は俄には理解できず、交絡因子等に関する検証など、もう少し丁寧な記述が必要と判断しました。

③「体育系学会のスポーツ科学において、自然科学とは相反する考え方が根付いている理由として、体育系研究者の多くはスポーツ競技経験者や競技団体関係者であるため、その文化(ルールを遵守する、審判の判定を尊重する、指導者や先輩を敬う)と密接に関係している」(P9, L11)とする主張は根拠がなく独善的であり、評論として適切なものと判断できない。また体育系学会の科学研究方法における誤りを指摘する、

という著者の執筆意図から判断すると、本稿は一般社団法人日本体育学会機関誌（『体育学研究』『International Journal of Sport and Health Science』）等への投稿が適切であると思われる。実際に、武道学会のような小規模学会よりも、理論研究（特に物理学等）に長けた研究者が多く所属しているという点においても、この考えは妥当と思われる。

③の前半は、②の後半の主張の繰り返しと読み取れますので、改めて質問はありません。

後半に、「体育系学会の科学的研究方法における誤りを指摘する、という著者の執筆意図から判断すると、本稿は一般社団法人日本体育学会機関誌等への投稿が適切であると思われる」とありますが、「体育系学会の科学的研究方法における誤り」がそもそもない（または根拠がない）というのが①及び②前半の主張ではなかったのでしょうか。それゆえ、武道学研究に掲載する価値がないと判断されたのではないのでしょうか。その価値がないと判断した論文を「日本体育学会機関誌等への投稿が適切であると思われる」と無責任に言い放つことは、日本体育学会と著者の両者に大変失礼であると共に、編集委員会の主張の矛盾を表すものではないのでしょうか。この点について説明がありましたらお聞かせ下さい。

後半の部分は、審査結果報告書の「3. 判定理由」ではなく、「4. 論文に対する意見」として示すべき内容でした。最初に申し上げたような理由により、著者の混乱を招いたことをお詫び申し上げます。これは投稿先についての積極的な助言ですので、判定理由ではございません。

審査結果の判定理由は既にお示しした通りです。編集委員会は「判定理由」で示した理由により、投稿論文を「掲載不可」と判断しましたが、これは当該論文（あるいはその内容の一部）に対する加除修正等が施され、各学会によって有益な論考と認められる可能性を否定するものではありません。したがって、執筆の目的に応じて適正な学会を選択して投稿される「価値がない」とは考えておりません。修正等によって「多くの人が筋道や整合性について納得する説明」が示されるならば、内容から判断して、日本体育学会等機関誌等への投稿が適切であろうというのが編集委員会の意見（助言）です。また、日本体育学会に対して失礼にあたるとは思いませんが、著者が失礼と感じられたならば、表現の拙さについてお詫びいたします。

④本評論は、投稿論文が「掲載不可」となったことへの批判が中心になっていると感じられる。そのため武道学会としての建設的な論考とは言えず、「評論」としての掲載は難しい。

本論文を執筆するに至った経緯の1つに投稿論文が掲載不可となったことがあることは否定しません。しかし、なぜそれが問題なのでしょう。動機や経緯に関係なく、論文は内容によって評価されるべきではないのでしょうか。

或いは、問題視されているのは、論文審査方法に関する意見を述べていることでしょうか。既出の評論論文（武道学研究 48, 35, 2015）を投稿した際にも、今回と同様に論文審査方法に関する意見を述べましたが、当時の編集委員会からはそれを削除するように言われました。その指示の是非はともかく、編集委員会の姿勢は一貫しわかりやすいものでした。

一方、既に述べてきたように、今回の審査結果報告書は①から④まで通じてわかりにくく、③の後半のような矛盾点さえ見られます。

改めて伺いますが、論文審査方法に関する意見を評論論文に書くことが問題なのでしょう。もしそうならば、その理由をお聞かせ下さい。

編集委員会は「評論」を学術研究の内容に関する議論の場と認識しており、前編集委員会と同様の立場です（論文審査方法に関する意見は、学会誌の「評論」で示されるべきではない）。

学会の刊行する学術誌の論文審査方法は、当該学会所属会員の総意で決定されるもので、編集委員会は定められた審査制度に沿って審査・編集作業をコントロールします。したがって、論文審査方法についてのご意見は、武道学会本体に（総会などの機会を使って）、あるいは当該業務の主たる責任組織である編集委員会にご提案いただくべきもので、学会誌の「評論」の中で議論・検討することは適切では無いと思います（会員の意見が、会員代表の理事会を通して検討され、最終的に総会で承認され総意となる）。そして、学会大会の「発表」も学術研究の内容に関するものであるべきと考えます。

またもちろん、体育系学会全体の論文審査方法に対するご意見ということであれば、本学会以外の体育系全体を包摂するより大きな学会や各学会にご提案いただくのが適切と考えます。

編集委員会は、投稿論文掲載採否の判断が公正かつ学会員全体の利害に見合ったものになるよう最大限の努力をします。しかし、「人間には『絶対的な真理』を見つけ出すことなどできない」ことは自明であり、間違いの全く無い判断を約束することはできません。多くの学会誌の審査制度と同様に、これらの「論文審査の限界」を前提として受け入れた上で論文投稿が行われているものと思います。そのため、著者が正当な理由をもって「異議申し立て」することを制度化している学会もありますが、最終的な採否の判断は編集委員会が行うもの（行わねばならないもの）であり、著者がその判断に納得できる理由を見出せない場合もありうる、という限界が論文審査制度の根底に存在すると考えます。

なお、編集委員会は「**投稿論文が「掲載不可」となったことへの批判が中心**」と問題を矮小化されていますが、論文審査方法に触れたことにはもっと大きい動機があります。上述のように、既出の投稿論文を投稿した際、編集委員会から論文審査方法に関する意見を削除するように指示されましたが、同時に論文審査方法の改善について編集委員会で責任を持って検討すると約束されました。その後3年経ちましたが、具体的には何も検討されていないようですので、改めて問題提起をするタイミングと思いました。

科学研究の問題も論文審査の問題も、根源的には「主観を排除することはできない」ことが十分認識されていないことにあると思い、ひとまとまりの問題として提起しました。しかし、現状では編集委員会にその趣旨を理解して頂けず、残念に思います。

前編集委員会が約束した「論文審査方法の改善」に関する検討はすでに行われ、結果、「異議申し立て制度」の導入は見送られたとの報告を受けております。